

## 一宮市マニフェスト作成の支援に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公職の選挙に立候補を予定している者(以下「立候補予定者」という。)がマニフェストを作成することにより、公職の選挙において有権者が具体的な政策内容と実現手法を検証できることとなり、ひいては市民の市政への参加を促し、市民の市政に対する理解を深めることにつながることに鑑み、マニフェストの作成を容易にするため、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第3号)の規定に基づく情報提供施策として、市が保有する各種計画等の情報(以下「保有情報」という。)を立候補予定者に対して公平に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「マニフェスト」とは、政策の数値目標、実施時期、財源等を明示した公約をいう。

(支援の申請)

**第3条** マニフェストを作成するに当たり、保有情報の提供を受けようとする立候補予定者は、別記様式により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請ができる期間は、立候補をしようとする公職の選挙ごとに、長、議員等の任期が終わる日の1年前の日(議員の欠員、議会の解散、長が欠けること等により選挙が行われる場合については、これを行うべき事由が生じた日)からそれぞれ当該選挙の公示又は告示の日の前日までの間とする。

(保有リストの作成)

**第4条** 市長は、提供できる保有情報のリストを作成しておくものとする。

2 保有情報のリストは、おおむね次に掲げるものに関し作成するものとする。

- (1) 市の総合計画
- (2) 市の各種計画
- (3) 市の予算書及び決算書
- (4) 市の例規集・例規データベース
- (5) 市議会の議事録
- (6) 市議会議案
- (7) 市の発行物

(8) 前各号に掲げるもののほか、市資料コーナーで閲覧に供され、及び本市のホームページ上に登載されている情報  
(支援の内容)

**第5条** 市長は、第3条の規定による申請があった場合においては、申請者に対し保有情報のリストを提示するとともに、必要な場合は、当該リストの中から、必要な保有情報又は保有情報の写しを提供するものとする。ただし、保有情報に個人情報(公表されているものを除く。)が含まれている場合については、個人情報が記載されている部分を除いて提供するものとする。

2 申請者から保有情報の内容について説明を求められた場合においては、所管課等の職員に保有情報の内容について説明をさせるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、申請者から保有情報以外の情報の作成又は提供を求められた場合においても、協力するよう努めるものとする。

(費用の負担)

**第6条** 保有情報の提供及び保有情報の写しの提供に当たっては、実費を徴収するものとする。ただし、複写機による写しの作成に要する費用については、一宮市情報公開条例施行規則(平成12年一宮市規則第47号)の規定の例により、これを徴収するものとする。

(所管)

**第7条** 申請の受付等この要綱に定める事務は、企画部企画政策課において行うものとする。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

別記様式(第3条関係)

(あて先)一宮市長

## 保有情報提供申請書

マニフェスト作成のため、保有情報の提供を受けたいので申請します。

申請年月日	年 月 日	
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電話番号		
代理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
提供を受けようとする 保有情報の内容		